

## 令和6年度 島根大学県内定着奨学金 募集要項

対象者：学部3年生向け（ただし医学部を除く）

島根県内に就職・定着し、地域の活性化を目指す学生を応援します！！

### <趣旨>

この奨学金は、本事業に賛同された島根県内の企業からの寄附金を主な財源とし、島根県の将来を支えていく意欲を持つ人材を育成するとともに、島根県内への定着を促進し、地域の活性化に貢献する学生を支援するために設立した制度です。

### <目的>

卒業後に島根県内の事業所等に正規職員\*1として就職等を希望する学生に対し、在学中より支援を行います。

※1「島根県内の事業所等に正規職員」とは、国又は地方公共団体の職及びこれに準ずる職を除きます。「国又は地方公共団体に準ずる職」としては、独立行政法人、特殊法人及び公庫等の公的法人の職とします。

### <申請資格>

- ▶ 本学に在学する学部3年生（医学部を除く）
- ▶ 島根県内の事業所等の正規職員\*1として就職等を希望する者

### 【申請対象者】

卒業時に次の①～③のいずれかを満たす意思を有する者

- ① 島根県内に本社を有する事業所等へ就職すること
- ② 島根県外に本社を有する事業所等の島根県内支店等において、島根県内の地域に限定して募集及び採用される地域限定型採用\*2により就職すること
- ③ 島根県内で個人事業を営むこと

※2 地域限定型採用とは、島根県内の地域に限定して募集・採用され、勤務をする採用方法を意味します。

ただし、本奨学金と同様の島根県内への就職等を支給条件とした奨学金等を受給している以下の者は対象となりません。

- ・ 留学生受入支援基金を財源とする奨学金のうち県内企業に就職を決めた学生が受給する奨学金など

※詳細については、担当窓口（学生支援課）へお問い合わせください。

### <給付条件>

申請者のうち、将来にわたり島根県内の活性化に貢献したいという意欲が高く、学業成績が優秀であり、以下の①～④のうちいずれかの活動に参加実績があることを条件とする。

- ① 島根県内の事業所等が開催するインターンシップ等の学生のキャリア形成支援に係る取組\*3
- ② キャリアデザインプログラム等の島根県内の事業所等と協同して行う各種プロジェクト活動
- ③ 大学が指定する島根県内事業所等との交流会
- ④ その他海外留学、ギャップタームにおける主体的な活動等

※3「インターンシップ等の学生のキャリア形成支援に係る取組」とは、令和5年度より類型化されたインターンシップを含むタイプ1から4のすべてを指します（別表参照）。

### <給付額等>

事業費の範囲内で1人につき30万円とし、学部3年次は就職活動準備金として、学部4年次は定着準備金として各年15万円を給付します。ただし、学部4年次は島根県内の事業所等に正規職員\*1として就職等が決定した受給者に対し給付します。

### <給付時期>

学部3年次は1月末日までに、学部4年次は卒業月までに支給するものとする

### <申請手続き>

申請を希望する学生は、所定の期日までに、次の①～③の書類を下記担当窓口へ提出のうえ、電子データを下記の担当窓口まで送信してください。

- ①県内定着奨学金申請書（別紙様式第1号）
- ②学業成績証明書
- ③申請書上に記載した活動実績についての説明資料

### <申請期間>

令和6年7月10日（水）～令和6年10月15日（火）

### <採否決定及び通知>

申請書類受付後、書類及び面接審査を行ったうえで採否を決定し、結果通知書によりお知らせします。なお、面接審査は令和6年11月以降に予定していますが、詳細は対象者へ別途ご連絡します。

受給者として決定した場合は、「誓約書（別紙様式第3号）」を指定の期日までに提出してください。

### <受給者としての義務>

- ①企業との意見交換会等の交流機会を設けるので参加すること。
- ②受給者として決定後から卒業するまでの間に次の（1）、（2）に該当する場合は、受給者状況届出書（別紙様式第4号）にて速やかに報告すること。
  - （1）進路変更により、前頁「申請対象者」①～③の要件のいずれにも該当しないことが明らかになったとき
  - （2）進学・休学・留年・転学・退学・除籍などの事由により申請時に就職を予定していた年度に就職しないこととなったとき
- ③住所、氏名又は連絡先など変更のあるときは、変更届出書（別紙様式第6号）を提出すること。
- ④就職先の最終決定報告について、大学が指定する所定の期日までに就職先決定報告書（別紙様式第7号）にて報告すること。
- ⑤卒業後就職したときは、採用後一カ月以内に就職状況報告書（別紙様式第9号）とともに在職証明書又はそれに代わる証明書類を提出すること。

### <奨学金の返納義務>

奨学金受給後に、退学、除籍、懲戒処分を受けた場合や、虚偽の申請等による不適切な事実が明らかになった場合は、返納を求められることがあります。

### <担当窓口>

教育・学生支援部 学生支援課 キャリア・就職支援グループ  
〒690-8504 松江市西川津町1060  
【TEL】0852-32-6061  
【MAIL】[ssd-shushoku@office.shimane-u.ac.jp](mailto:ssd-shushoku@office.shimane-u.ac.jp)